

ねんきんナビ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書で、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。スマートフォンの決済アプリで電子決済もできます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替もあります。

未納のままにしておくと、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付

が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者、世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

△納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間や時間が省けます。また、早割・前納で納付すると、保険料の割引があります。6か月分・1年分・2年分まとめ前納するとさらにお得になります。

税を納付することは、国民健康保険は、加入者全員で支えあつて成立つ制度であり、保険税を納付するためには、自己負担分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険を運営するために大変重要なことです。この国民健康保険の安定した運営を図っていくためにも、保険税の納付をお願いします。

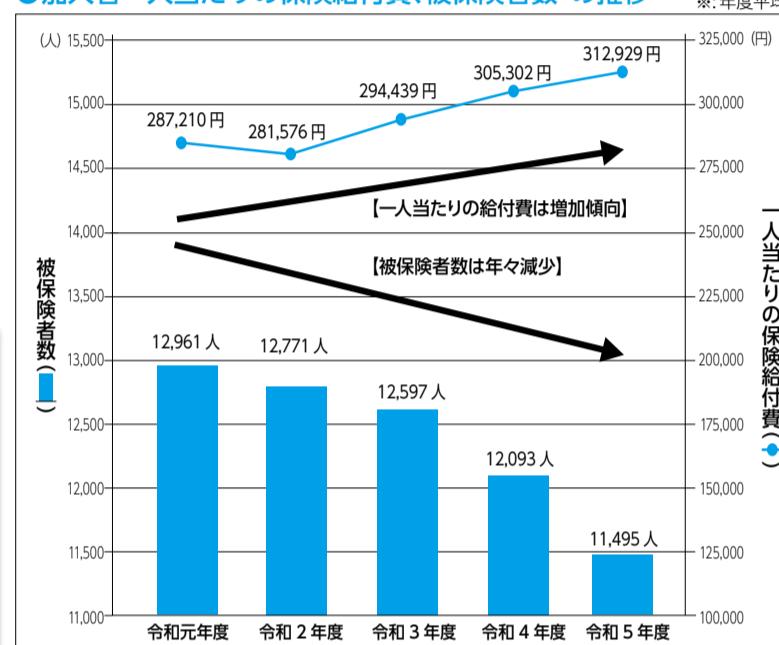
△保険税を滞納されている方は短期保険証になります

保険証の更新時に前年度までの保険税にかかる窓口で自己負担分を除いたとき、窓口で自己負担分を除いた残りの医療費を賄う制度です。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかるとき、窓口で自己負担分を除いたとき、窓口で自己負担分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者が医療機関にかかるとき、窓口で自己負担分を除いたとき、窓口で自己負担分を除いた残りの医療費を賄う制度です。

国民健康保険の加入者が医療機関にかかるとき、窓口で自己負担分を除いたとき、窓口で自己負担分を除いた残りの医療費を賄う制度です。

●加入者一人当たりの保険給付費、被保険者数*の推移



- 心掛けるなど、医療費の削減に協力をお願いします。
- 緊急時を除き、休日や夜間にかかりつけ医を持ちましょう。
- 重複受診はやめましょう。
- 定期的に健診を受けましょう。

- お薬手帳などを活用し、薬のもらいすぎに注意しましょう。
- ・ジエネリック医薬品を上手に利用しましょう。

問 市民課国保班 ☎ 0475(70)0334

自動車税（種別割）の納期は5月31日（金）です。5月1日（水）に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

eLマークの付いた通知書は、地方税お支払サイトからのクレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付による口座振替などを利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払いも利用可能です。

QR（二次元コード）を読み取ることにより、利用できます。詳細は納税通知書に同封されています。お問い合わせください。

問 自動車税事務所 ☎ 043(243)2721



▲eLマーク
(エルマーク)

自動車税（種別割）は納期限までに納めましょう

市国民健康保険「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」を策定

市国民健康保険では、被保険者の健康維持および増進のための保健事業を展開するため、「第2期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画」を策定しました。これらの計画に基づき、生活習慣病の予防、早期発見および重症化対策などの取り組みを進めます。

詳細は市ホームページをご覧ください。

問 市民課国保班

☎ 0475(70)0334

△納税通知書の発送

令和6年度の軽自動車税（種別割）の納税通知書を5月中旬に発送します。納期限は5月31日（金）です。

・口座振替対象者に例年6月に送付していた納税証明書（車検用）については、継続検査窓口での「納税証明書」（車検用）を郵送します。また、口座振替後、すぐに車検を受ける場合で証明が必要な方

は、通帳を記帳し来庁してください。

・スマートフォン決済アプリ、QRコードやQRコードを読み取って、ご自身で納付書のバーコードやQRコードを読み取ることで納付することができます（領収書は発行されません）。

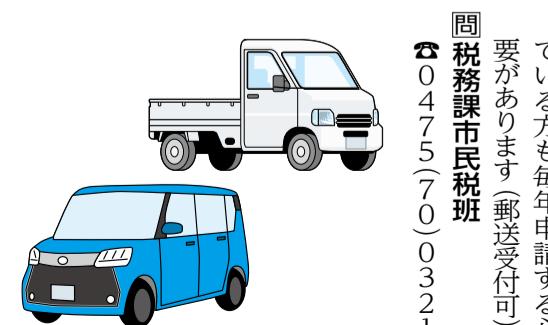
・軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者等が納めています。

・軽自動車税（種別割）には、年度途中で廃車や譲渡をしても還付金は発生しません。

・軽自動車税（種別割）には、年度割りの制度が無いため、年税額を減免の要件や提出書類など

※障がいの等級等によっては対象となる場合は、1台のみで、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※減免の対象となるのは1台のみで、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。



5月31日（金）は軽自動車税の納期限 ▶休日窓口（市税納付・納税相談）5月26日（日）9時～15時

問 税務課滞納整理班 ☎ 0475(70)0323

の詳細は、軽自動車税納税通知書に同封しているチラシや市ホームページをご覧いただ

くか、問い合わせください。

▼申請受付期間 II 納税通知書

発送後～5月31日（金）

※申請期限を過ぎての受付はできません。

※減免の対象となるのは1台

のみで、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※障がいの等級等によっては

対象となる場合は、1台

のみで、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※減免の対象となるのは1台

のみで、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※減免の対象となるのは1台</p